

寒川町告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項及び寒川町財務規則（昭和 40 年寒川町規則第 1 号）第 57 条の 3 第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原 5－1 3－1 2
株式会社 NTT データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目 11 番地 4
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

名称	納付させる歳入の種類
株式会社寺岡精工	寒川町町民窓口課及び税務収納課の窓口を利用して納付される手数料等
株式会社 NTT データ	寒川町電子申請システムを利用して納付される手数料、郵送料及び使用料等
ウェルネット株式会社	施設予約を利用して納付される使用料等
SB ペイメントサービス株式会社	LINE 管理システムを利用して納付される手数料、郵送料及び使用料等

3 指定した日

令和 8 年 4 月 1 日